

災害時における畳の提供に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時及び場所等を明示し、乙に要請するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 避難所等までの畳の輸送
- (2) 利用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年8月12日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 國 定 勇 人

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前 田 敏 康

《三条市との連絡窓口店》

株式会社 富岡産業

三条市鶴田三丁目7番12号

電話 0256-38-7429 (連絡責任者 衣川 昇)